

【至急・重要】薬局における薬剤交付支援について

令和2年5月1日
一般社団法人三重県薬剤師会

令和2年4月30日に国の令和2年度補正予算が成立し、薬局において4月2日事務連絡及び4月10日事務連絡に基づき電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合、次の費用が補助されることになりました。

- ・薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- ・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

詳細な手続き等については、追って連絡いたしますが、以下の内容をご確認いただき、対応していただきますようお願いいたします。

● 対象となる薬局

三重県内の薬局で、4月2日事務連絡及び4月10日事務連絡に基づき電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合

● 補助額

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担 ^(注)
CoV自宅 CoV宿泊	薬局の従事者	300円	0円
	配送業者	配送料全額	
0410対応	薬局の従事者	300円－200円＝100円	200円
	配送業者	配送料－200円	

(注) 患者負担分は、薬局が患者から徴収してください。

※上記の「薬剤の配送に要した費用」は、配送業者を利用した場合は、配送料（振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は補助対象外）、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合は交通費等の実費額とて、**距離を問わず300円/件**とします。

患者負担分(200円)は、薬局が患者から徴収してください。

● 配送方法及び配送に関する留意点

配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算に限りがあることから、**薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討するものとし、配送業者を使用する際は、令和2年4月29日付け日薬業発第52号通知を参考に、可能な限り安価な方法を優先**してください。

● 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等を**翌月15日までに**三重県薬剤師会事務局に報告していただく予定です。

処方箋の写し、配送方法、配送料の金額がわかるもの等を資料として保存しておいてください。

報告の様式、その他手続き等の**詳細については、後日お知らせします。**

● 請求にあたっての留意点

「0410対応」と記載された処方箋であっても、**患者が来局した場合には0410対応として扱わないため、今回の請求には含めないでください。**

● 実施期間（補助対象となる期間）

令和2年4月30日から令和3年2月末日分まで（実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了となります。）

（ 問い合わせ先
一般社団法人三重県薬剤師会 薬事情報センター 高村、大川
電話：059-228-5995 FAX：059-225-4728 ）